

(お問い合わせは)

役 場	☎388-1111 ☎387-5816	松枝公民館	☎387-0156
北事務所	☎387-6266	組合会館	☎387-8432
健康センター	☎388-7171	福祉会館	☎387-1121
中央公民館	☎388-3231	町社会福祉	☎387-5332
歴史民俗資料館	☎388-0181		

情報BOX

お集まりのBOX



笠松丸馬

<http://www.kasamatsu-keiba.com/>

飛騨(SPI)シリーズ

10月9日(日) JBCカウントダウン25
10日(祝) 陣屋特別
11日(火) 三番隻特別(JRAとの指定交流)
馬飛騨特別(JRAとの指定交流)
12日(水) 中京スポーツ杯 第6回スプリント(SPI)
14日(金) 竜神特別

菊花(SPI)シリーズ

10月24日(月) 美濃菊特別
25日(火) 伊勢菊特別
26日(水) 第33回ジュニアアタウン(SPI)
27日(木) ミルクカップ特別
28日(金) 東海クラウン

ホームページにてレース映像配信実施中
NTTドコモ「FOMA」ライブ中継配信

秋の行政相談週間

10月17日(月)~23日(日)

皆さんは、毎日の暮らしの中で、国の行政機関やNTT、道路公団など特殊法人の仕事に対して苦情や要望をお持ちになったことはありませんか？

町では、岩田修さん(官川町57 ☎387-3718)が総務大臣から委嘱されその解決と実現を図っています。自宅で随時相談に応じています。

また、今月は通常相談以外に19日(水)20日(木)に行われる特別町民合同相談でも行政相談に応じます。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

また、総務省岐阜行政評価事務所(〒500-8114 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎 ☎0570-080110)では、いつでも行政相談に応じています。

特別町民合同相談

区 分	相 談 員	相談日	時 間	場 所	内 容
法 律 相 談	弁護士	20日(木)	午前10時~ 午後3時	福祉会館	取引・離婚などの法律的なこと
悩 み ご と 相 談	悩みごと相談員	19日(水)			家庭内・近隣の悩みごと
行 政 相 談	行政相談委員	19日(水)			国の行政機関やNTTなどの特殊法人の仕事に対する要望・苦情
人 権 相 談	人権相談委員・法務局職員	20日(木)			いやがらせ・名誉毀損など

*法律相談のみ予約制です。

法律相談を希望される場合は、10月7日(金)までに電話で総務課 秘書担当(内線204)へお申し込みください。時間の関係上、相談は7人までとし、定員を超える場合は抽選となります。

Q 上下水道使用料を口座引落としにするにはどうすればいいですか？

A 笠松町内にある金融機関の本店、支店及び郵便局(岐阜・愛知・三重・静岡のみ)で引落しができます。口座振替依頼書用紙が役場もしくは町内の金融機関に置いてありますので、必要事項を記入して指定される金融機関へ提出してください。

【問合せ 水道課】

Q 下水道に切り替えるにはどうすればいいですか？

A 宅内の切替工事は町が指定する排水設備工事業者で施工していただきますので、どの業者にお願ひするかは各世帯で決めてください。決定した後は基本的にすべての事をその業者が代行して行いますのでお気軽にお尋ねください。なお排水設備工事業者の一覧表は笠松町役場ホームページをご覧ください。わからない場合は、水道課にお尋ねください。

こんなときどうするの

Q&A

このコーナーでは、日頃の町民の皆さんから届くお寄せられる疑問・意見などを迅速と丸に紹介いたします。